# 規　則

**○特定個人情報保護委員会規則第一号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第十四号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十二号に準ずるものとして同条第十四号の特定個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十二第一項の規定による立入検査又は同法第十四条の三第二項の規定による調査が行われるとき。

二　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十五条第一項の規定による報告の徴取、質問又は検査が行われるとき。

三　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十四条第一項の規定による報告の求め又は立入検査が行われるとき。

四　条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十条第一項に規定する開示決定等又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。）について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあった場合において、条例の規定に基づき当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるとき。

**附　則**

この規則は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

# 告　示

**○法務省告示第三百七十八号**

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十七年八月一日から効力を生ずる。

平成二十七年七月十五日

法務大臣　上川　陽子

青森県南津軽郡田舎館村長

**○法務省告示第三百七十九号**

千葉県香取市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年八月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、香取市役所又は千葉地方法務局香取支局に照会すること。

平成二十七年七月十五日

法務大臣　上川　陽子

千葉県香取郡栗源町岩部五百七十六番地

石橋　清吉

**○外務省告示第二百四十三号**

平成二十七年七月三日にアクラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億四千八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　吉村馨在ガーナ大使

ガーナ側　ハナ・セルワ・テテ外務・地域統合大臣

平成二十七年七月十五日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第二百四十四号**

平成二十七年七月三日にロメで、カラ橋及びクモング橋建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　カラ橋及びクモング橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十一億二千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　川村裕在トーゴ大使

トーゴ側　ロベール・ドゥセ外務・協力・アフリカ統合大臣

平成二十七年七月十五日

外務大臣　岸田　文雄

**○厚生労働省告示第三百十八号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年七月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 医薬品の名称 | 予定される効能又は効果 | 申請者の氏名又は名称及び住所 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|
| セリチニブ | クリゾチニブに抵抗性又は不耐容のＡＬＫ融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌 | ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区虎ノ門一丁目二十三番一号 | 平成二十七年六月十五日 |

**○厚生労働省告示第三百十九号**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「英国（ハンプシャー州を除く。）」を「英国」に改める。

**○厚生労働省告示第三百二十号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十六年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

平成二十七年七月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表補助金等の名称の欄中「独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金」を

| | |
|---|---|
| 「独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金 | に、「婦人保 |
| 国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金 | |
| 国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費補助金 | |
| 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助金」 | |